

I. 計画の概要

1. 計画の目的

現在、自転車の利用拡大が見込まれている一方で、自転車に関わる交通事故の割合が増加しています。このため、交通ルール・マナーの徹底とともに、自転車が安全で快適に通行でき、歩行者の安全性が高まるような自転車走行空間の整備が喫緊の課題となっています。

大田区では、平成 22 年度に「大田区自転車等利用総合基本計画」、同 24 年度に「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」（以下、「整備計画」という。）を策定し、自転車通行環境整備の基本的な考え方を示しました。また、平成 24 年度には国土交通省および警察庁により「安心で安全な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が策定されました。

このような背景のもとで、大田区では平成 26 年度に、「整備計画」に示された自転車ネットワーク候補路線における自転車走行空間整備形態の選定手順を定めた、「大田区における自転車通行空間の整備方針について（案）」（以下、「整備方針（案）」という。）を試案としてまとめ、これに基づき、候補路線の実際の道路状況、交通状況をあてはめ、整備形態を選定することとしています。

本計画は、上記整備計画及び整備方針（案）の内容をより具体化した実施計画で、大田区が自転車走行空間の整備を円滑かつ統一的に進めることを主な目的として策定します。

2. 自転車走行空間整備に関する検討の経過

区では、自転車走行空間の整備に関し、以下の検討を行ってきました。

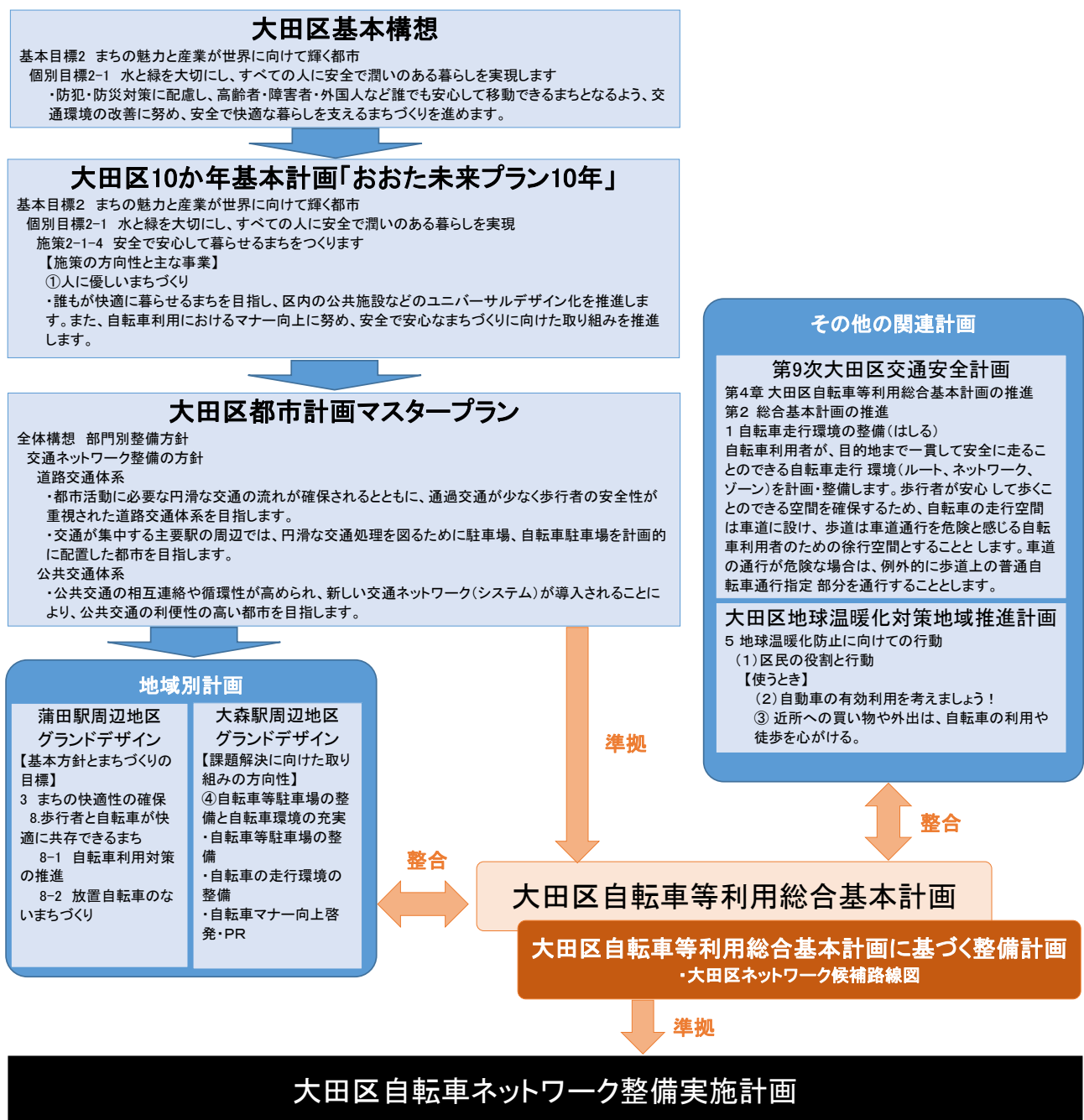
年度	計 画 等	概 要
平成 22 年度	大田区自転車等利用総合基本計画 策定	自転車ネットワーク計画を策定していく方針を打ち出しました
23 年度	大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画策定に向けた考え方	自転車ネットワーク候補路線を抽出
24 年度	大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画 策定 安心で安全な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）	整備方針と先行整備路線等の検討 池上通り等における自転車走行空間社会実験
25 年度	「大田区における自転車通行空間の整備方針（案）」	ネットワーク候補路線における整備形態について検討 池上地区において 650m を先行整備
26 年度	「大田区における自転車通行空間の整備方針（案）」	当面の試行案として策定しました

3. 計画の位置づけ

大田区は、20年後の区の目指すべき将来像を提示する「大田区基本構想」を平成20年10月に策定しました。そして、この基本構想を実現するために具体的な施策を体系的にまとめた大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」において、「人に優しいまちづくり」を目標として定めています。

また、区内全体の都市計画分野の基本計画である「大田区都市計画マスタープラン」においては、「円滑な交通処理を図るために自転車駐車を計画的に配置した都市を目指す」としています。

本計画は、これら上位計画に準拠し、また各関連計画と整合を図るものとし、自転車利用者や道路交通体系のみならず、区民生活の向上やまちづくりに寄与することを前提としたものとします。



4. 対象区域

大田区全域を対象とします。また、以下の4地域に区分します。

大田区道を対象とすることを基本としますが、ネットワークの形成上必要に応じて国道や都道と協議を行い、連携を図ります。

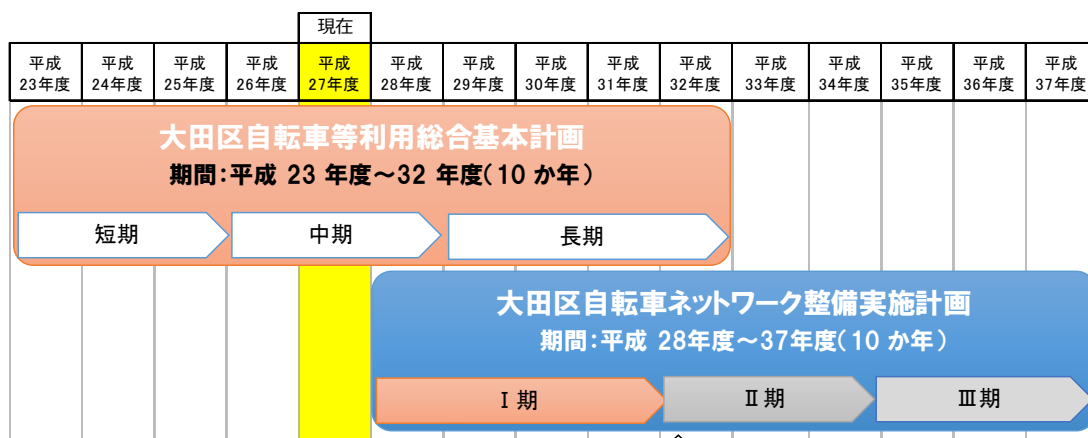


5. 計画の期間

本計画は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画です。

平成 32 年夏に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、早期かつできる限り長距離の整備が要請されることから、開催前年となる平成 31 年度までの 4 か年を「Ⅰ期」と設定し、平成 32～34 年度（3 か年）を「Ⅱ期」、平成 35～37 年度（3 か年）を「Ⅲ期」として計画します。

なお、各期末において、計画の見直しを行います。



平成32年
東京オリンピック・パラリンピック開催予定